

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて対象施設の営業時間短縮の要請に全面的に協力いただける事業者に対し、協力金を支給します。

1 対象となる事業者

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の施設を運営する事業者

①接待を伴う飲食店

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

2 対象となる要件

◎下記の対象期間において、開始日前日以前から開業しており、午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に協力いただくこと。

①令和3年4月5日午後9時から令和3年5月6日午前5時

②令和3年5月6日午後9時から令和3年5月12日午前5時

※対象期間は①と②で区切りを設けていますので、協力いただいた期間がいずれか一方の場合でも対象期間に応じた協力金が支給されます。

※以前から午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

◎「宮城県新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等をしていること。

3 支給額

①1施設・1日当たり4万円×31日間（124万円）

②1施設・1日当たり2万円×6日間（12万円）

4 受付期間

令和3年5月12日（水） から 令和3年6月30日（水）まで

5 申請手続き

下記の①～⑧の必要書類を申請窓口までご提出ください。

①交付申請書兼請求書（様式第1号）

②時間短縮営業を行った店舗情報シート（様式第1号別紙）

③-1飲食店営業許可書の写し

③-2風俗営業等営業許可証の写し（許可を受けている場合のみ）

④店舗の外観写真（店舗名が確認できるもの）【②に貼り付け】

⑤営業時間短縮の実施状況がわかるもの【②に貼り付け】

⑥宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を掲示している様子がわかる写真【②に貼り付け】

⑦申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し

⑧申請者（法人の場合は法人名義）の銀行口座通帳の写し

※各種申請様式は市ホームページよりダウンロードいただけます。

6 申請方法

【郵送の場合】

申請書類を下記の宛先に郵送ください。

その際、封書に「新型コロナ感染拡大防止協力金申請書類在中」と記入ください。

【持参の場合】

申請書類を市役所庁舎内に設置する専用ボックスに投函ください。



7 問い合わせ先

富谷市 経済産業部 産業観光課 〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地

電話：022-358-0524 FAX：022-358-2359 メール:sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp